

昭和三十二年厚生省令第十六号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらは規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

**第一条** 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給及び居宅における薬学的管理及び指導とする。

（療養の給付の担当方針）

**第二条** 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

（適正な手続の確保）

**第三条** 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。

二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

三 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

**第四条** 保険薬局は、患者に対し、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

**第五条** 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

**第六条** 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第四条の三第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2 保険薬局は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（処方箋の確認等）

**第七条** 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号）以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一 保険医等が交付した処方箋

二 法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）

三 患者の提出する被保険者証

四 当該保険薬局が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報確認する方法（当該患者が当該保険薬局から療養の給付（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険薬局から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第二号又は第四号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第二号又は第四号に掲げる方法により」とする。

3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

4 保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることとの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

5 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

6 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

7 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

8 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

9 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

10 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

11 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

12 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

13 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

14 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

15 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

16 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

17 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

18 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

19 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

20 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

21 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

22 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

23 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

24 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

25 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

26 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）

27 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、同法第六十二条第三項に規定する被保険者（以下「要介護被保険者等の確認」）



第四条法第六十三条第一項第二項第三号	法第六十三条第二項第三号	法第一百四十九条において準用する法第六十三条第二項第三号	に限る。)として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける
第九条健康保険事業 二見出し しむ。)	第七条 当該健康保険組合	同項第五号 同項第四号 法第一百四十九条において準用する法第六十三条第二項第四号	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第三号
第八十六条第二項又は 全国健康保険協会又は 健康保険事業	第一百十条第三項 全国健康保険協会	法第一百四十九条において準用する法第六十三条第二項第五号 第六条第二項又は第一百十条第三項	健康保険法第六十三条第二項第五号
第六条第三項 全国健康保険協会	船員保険事業	第六十三条第二項又は第七十六条第三項 全国健康保険協会	健康保険法第六十三条第二項第五号

1  
（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を  
三年一月六日から施行する。

附 則  
(平成一四年三月八日厚生労働省令第二三号)

附 則  
（平成二四年九月二日厚生労働省令第一二〇号）

（施行期日）  
第一条 二〇〇〇年六月一日起施行。

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。  
十五年四月一日から施行する。

附：金鳳一五年二月二十五日原生光緒年第一五号

**第一条** この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則〔平成一八年三月六日厚生労働省令第二七号〕

**第一条** この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**第二条** 個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付に必要な設備がこの省令の施行の際まだ

整備されていない保険医療機関及び保険薬局については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険薬局の規則第五条の二又は保険薬局及び保険薬剤師の規則第四条の二の規定によるものとする。

規定にかかるわらず、平成十八年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

(施行期日) (西暦)  
年月日

**第一条** この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

**第一條** この省令は平成十九年十月一日から施行する。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行期日)

附則（平成二年二月二八日厚生労働省令第一六八号）

第一条 本命令は、昭和二十二年一月一日、施行する。

附則（平成二二年三月五日厚生労働省令第二五号）

（平成二四年三月五日厚生労働省令第一六号）

(施行期日) 二〇二二年三月三十日

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、該各号に定める日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中保険医療機関及び保険医療養担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第一条の三の次に一条を加える改正規定 平成二十四年十月一日
二 第二条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定 平成二十六年四月一日
附 則 (平成二十六年三月五日厚生労働省令第一七号) 抄 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。 (経過措置)

第三条 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「新薬担規則」という。)第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の規定にかかるわらず、平成三十年三月三十一日までの間(診療所にあつては、当面の間)、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を患者から求められたときに交付することで足りるものとする。
2 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は新薬担規則第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第二項の規定にかかるわらず、平成三十年三月三十一日までの間(診療所にあつては、当面の間)、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。
附 則 (平成三〇年三月五日厚生労働省令第一〇号) 抄 (施行期日)
1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 (附 則 (令和二年三月五日厚生労働省令第二四号) 抄 (施行期日)
1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)附則第一条第四号の政令で定める日
二 第五条の規定 令和四年四月一日
附 則 (平成三〇年三月五日厚生労働省令第一〇号) 抄 (施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第三号)の公布の日から施行する。 (受給資格の確認等に係る経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「新療担規則」という。)第三条第二項から第四項までの規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保

一 新薬剤師療養担当規則(以下「新薬担規則」という。)第三条第一項から第四項までの規定(新薬担規則第十一條において読み替えて適用する場合を含む。)は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であつて、あらかじめ、その旨を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他に規定するものにより地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては適用しない。
一 患者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)によつて完了する日又は令和五年九月三十日までの間に当該体制の整備に係る契約(令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。)を締結している保険医療機関又は保険薬局との間で確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行つた者に限り、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの
二 電子資格確認に必要な電気通信回線(光回線に限る。)が整備されされていない保険医療機関又は保険薬局
三 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う保険医療機関
四 改革の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局
六 その他患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局
2 新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定(新薬担規則第十一條において読み替えて適用する場合を含む。)は、保険医療機関又は保険薬局(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあって患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの間
3 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合
二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合
三 保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができることについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局長等に提出するものとする。

4 第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この省令の施行の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。  
 (資料の提供)

第四条 地方厚生局長等は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、新療担規則第三条第二項から第四項までの規定及び新薬担規則第三条第二項から第四項までの規定(新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。)並びに前二条に関する必要な資料の提供を求めることができる。

2 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

附 則 (令和五年一月一七日厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号) 拷  
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一月三〇日厚生労働省令第一四七号) 拷  
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条及び第四条の規定 公布の日

二 第二条及び第四条の規定 令和六年四月一日  
 (受給資格の確認等に係る経過措置)

第二条 保険医療機関・保険薬局又は指定訪問看護事業者は、この省令の施行の日前においても、

第一条の規定による改正前の療担規則第三条第一項、第三条の規定による改正前の薬担規則第三条第一項又は第五条の規定による改正前の訪問基準第八条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の療担規則第三条第一項第三号、第三条の規定による改正後の薬担規則第三条第一項第四号又は第五条の規定による改正後の訪問基準第八条第三号に掲げる方法によつて、療養の給付又は指定訪問看護を受ける資格があることを確認することができる。

附 則 (令和六年三月五日厚生労働省令第三五号) 拷  
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年十月一日から施行する。

(ウェブサイトへの掲載に係る経過措置)

二項の規定の適用については、同項中「保険薬局は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新薬担規則第四条の三第三項の規定の適用については、「同項中「保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(以下「新訪看基準」という。)第二十四条第二項の規定の適用については、「同項中「指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。